

**2010年日本政府年次報告**  
**「就業が認められるための最低年齢に関する条約」(第138号)**  
**(2008年6月1日～2010年5月31日)**

1. 質問Ⅰについて

前回までの報告において、「労働組合法(1954年法律第174号)」を削除し、  
 ・国土交通省設置法(1999年法律第100号)  
 ・交通政策審議会令(2000年政令第300号)  
 を追加し、法令の写しを添付する(別添1)。

2. 質問Ⅱについて

〔第3条関係〕

前回までの報告において、(2)「審議会及び労働委員会」を「審議会」に改め、「労働組合法第19条の13」を削除する。

〔第4条関係〕

前回までの報告において、「船員法の施行及び改正については、船員法第110条に規定されている船員労働委員会において協議が行われるところである。なお、同審議会、分科会及び委員会は、公労使三者で構成されるものである。」を「船員法の施行及び改正については、船員法第110条に規定されている交通政策審議会において協議が行われるところである。なお、同審議会及び分科会は、公労使三者で構成されるものである。」に改める。

〔第9条関係〕

(1)前回までの報告中、「労働基準法第99条第1項」を「労働基準法第97条第1項」に改め、法令の写しを添付する(別添2)。

(6)「…船員は、行政官庁、船員労務官、及び船員労働委員会に其の事実を申告することができる。」を「「…船員は、行政官庁及び船員労務官に其の事実を申告することができる。」に改める。

○ 2008年条約勧告適用専門家委員会からの直接要請(ダイレクトリクエスト)への回答

同居の親族のみを使用する事業に従事する18才未満の児童又は18歳未満の児童である家事使用人が健康、安全又は道徳を損なう可能性のある業務をおこなわないことを確保するために、児童福祉法第34条において、児童の福祉を著しく阻害する行為が禁止されており、同居の親族のみを使用する事業に従事する18才未満の児童又は18歳未満の児童である家事使用人については、同法の適用対象となる。

よって、必要な措置が講じられている。

○ 2008年ジェネラルオブザベーションに対する回答

労働基準法第56条第2項においては、製造業、鉱業、建設業、運送業及び貨物取扱業等以外の事業に係る職業で、児童の健康及び福祉に有害でなく、かつ、その労働が軽易なものについては、行政官庁の許可を受けて、満13歳以上の児童をその者の修学時間外に使用することができる、等と定められている。

また、同法第57条2項においては、使用者は、同法第56条第2項の規定によつ

て使用する児童については、修学に差し支えないことを証明する学校長の証明書及び親権者又は後見人の同意書を事業場に備え付けなければならない、と定められている。

なお、就業の時間数については、同法第60条第2項において、修学時間を通算して1週間について40時間及び修学時間を通算して1日について7時間までとされている。

### 3. 質問Ⅲについて

(1) 2010年3月31日現在、労働基準法及び関係規則等に係る監督の実施は、厚生労働大臣の所管に属し、実施機関として中央に厚生労働省労働基準局監督課がある。全国47の都道府県労働局、321署及び4支署の労働基準監督署に3,949名の労働基準監督官が配置されている。労働基準監督官は労働基準法等の規定するところにより、労働者の労働条件確保等のため、事業場、寄宿舍その他の付属建設物に臨検し、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に対して尋問を行う等の権限を与えられており、更に法規違反に対しては是正のための行政指導を行うとともに、悪質事犯に対しては、司法警察員として送致することができる。

(2) 2010年5月31日現在、船員法及び関係規則等の実施の監督は、国土交通大臣の所管に属し実施機関として中央に国土交通省海事局運航労務課があり、全国9の地方運輸局、1運輸監理部、33運輸支局及び18海事事務所並びに沖縄総合事務局に、船員労働環境担当課及び179人の船員労務官が配置されている。(平成21年度末定員)

### 4. 質問Ⅳについて 該当はない。

### 5. 質問Ⅴについて

(1) 2008年1月から2009年12月までに定期監督等により全業種で認められた労働基準法56条(最低年齢)違反件数は22件(2008年16件、2009年6件)である。なお、送検数は2008年が2件、2009年が1件であった。

(2) 2008年1月1日から2009年12月31日までに船員労務官が監査した船舶数は10,364隻(2008年5,190隻、2009年5,174隻)であり、この結果、船員法第18条第1項第2号(海員名簿の備置)違反処理件数は8件、船員法第50条第2項(船員手帳の保管)違反処理件数は8件であった。これらの船長については、船員労務官により戒告が行われた。なお、船員法第85条(年少船員の就業制限)についての違反処理件数は0件であった。

### 6. 質問Ⅵについて

本報告の写しを送付した代表的な労使団体は、下記の通り。

(使用者団体) 日本経済団体連合会

(労働者団体) 日本労働組合総連合会

## ○国交省設置法（1999年法律第100号）

第十四条 交通政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土交通大臣の諮問に応じて交通政策に関する重要事項を調査審議すること。
  - 二 前号に規定する重要事項に関し、関係各大臣に意見を述べること。
  - 三 観光立国推進基本法（平成十八年法律第百十七号）、全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）、造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）、臨時船舶建造調整法（昭和二十八年法律第百四十九号）、船員法（昭和二十二年法律第百号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）、勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）、水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）、港湾法（昭和二十五年法律第百十八号）、港湾整備促進法（昭和二十八年法律第百七十号）、広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）、空港法、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）及び海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 2 前項に定めるもののほか、交通政策審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他交通政策審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

## ○交通政策審議会令（2000年政令第300号）

（分科会）

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

海 事 分 科 会	一 海運、造船に関する事業、船舶、船員及び船舶交通安全に関する重要事項を調査審議すること。
--------------	-----------------------------------------------

## ○船員法（1947年法律第100号）

（交通政策審議会等の権限）

第一百条 交通政策審議会等は、国土交通大臣の諮問に応じ、この法律及び労働基準法の施行又は改正に関する事項を調査審議する。

- 2 交通政策審議会等は、船員の労働条件に関して、関係行政官庁に建議することができる。

○労働基準法(1947年法律第49号) (抄)

(監督機関の職員等)

第九十七条 労働基準主管局(厚生労働省の内部部局として置かれる局で労働条件及び労働者の保護に関する事務を所掌するものをいう。以下同じ。)、都道府県労働局及び労働基準監督署に労働基準監督官を置くほか、厚生労働省令で定める必要な職員を置くことができる。

(第二項～第六項) 略